

政策経費の考え方(案)

これまでの主なご意見

【全体の考え方について】

- 全電源をフェアに扱うべく、全体を共通の考え方に基づいて整理すべき。
- 発電容量の拡大に伴い、額が増加する政策経費を計上の対象とすべき。また、発電容量がゼロになった際に、不要となる政策経費についても留意すべき。
- 分母となる発電電力量を設定するに当たって、各電源の事情を踏まえて考え方を整理すべき。

【個別の費目について】

- 高効率化などに資する、発電技術開発への予算は、政策経費として計上すべき。
- 将来発電技術開発や国際機関への拠出金等の予算を、政策経費として計上することに違和感。
- 原子力発電における地層処分のように、ある電源の発電活動の前提となる技術開発にかかる政策経費は、計上すべき。
- 海外の人材育成などに寄与する政策経費を計上することに違和感。

1. 政策経費の考え方(案)①

●政策経費の計上に当たっての基本的考え方(案)

これまでいただいた御意見を踏まえ、以下の考え方に基づいて、4つに分類してはどうか。

①国内の発電活動を維持する上で必要となる費用

- (例) ○立地交付金 ○防災関係予算 ○地域的広報
○人材育成のうち、安全・規制等に資するもの
○評価・調査のうち、安全・規制・放射性廃棄物の処分・保障措置等に資するもの
○国際機関への拠出金のうち、国内の安全規制の策定等に資するもの ○発電技術開発のうち、安全性向上等に資するもの
○IRR(「固定価格買取制度」の買取価格の優遇された利潤)

②国内の発電活動を維持する上で必要となる蓋然性の高い費用

- (例) ○人材育成一般 ○全国的広報のうち、特定電源の理解増進を図るためのもの ○評価・調査一般
○国際機関への拠出金のうち、安全性向上などを国際的に議論するためのもの
○発電技術開発のうち、高効率化・低コスト化等に資するもの
〔○将来発電技術開発(革新的太陽電池・宇宙太陽光・浮体式洋上風力・次世代原子炉など)〕

③国内の発電活動を維持する上で必要となる蓋然性の低い費用

- (例) ○全国的広報のうち、エネルギー全般への理解増進を図るためのもの
〔○将来発電技術開発(革新的太陽電池・宇宙太陽光・浮体式洋上風力・次世代原子炉など)〕

④国内の発電活動と直接的な関連が無い費用又は主としてエネルギーセキュリティの確保を目的とする費用、ダブルカウントになる費用

- (例) ○導入支援 ○資源開発 ○備蓄 ○CCS
○国際機関への拠出金のうち、エネルギーについて議論するためのもの
○他国の発電活動に資するもの(他国への人材育成などの支援事業)

1. 政策経費の考え方(案)②

	①	②	③	④
立地	立地交付金	—	—	—
防災	全て	—	—	—
広報 (周辺地域)	全て	—	—	—
広報 (全国)	—	特定電源の広報	エネルギー全般の広報	—
人材育成	安全・規制	人材育成一般	—	他国の発電 に資するもの
評価・調査	安全・規制 放射性廃棄物の処分 保障措置	評価・調査一般	—	—
国際機関 拠出金	国内の安全規制の策定等 に資するもの	安全性向上等を国際的に 議論するもの	—	エネルギーについて 議論するためのもの
発電 技術開発	安全性向上等に 資するもの	高効率化・低コスト化に 資するもの	—	—
将来発電 技術開発	—	全て ※革新的太陽電池・宇宙太陽光・ 浮体式洋上風力・次世代原子炉等		—
導入支援	—	—	—	全て
資源開発	—	—	—	全て
備蓄	—	—	—	全て
CCS	—	—	—	全て

1. 政策経費の考え方(案)③

●各電源の発電電力量についての基本的考え方(案)

○これまでにいただいた御意見を踏まえ、kWh当たりの政策経費を求める際に用いる、各電源の発電電力量については、下記の考え方を採用するのはどうか。

【考え方(案)】

○政策経費を計上するにあたっては平成26年度予算を用いているため、基本的には直近の発電電力量の実績値(平成25年度)を用いるべき。ただし、各電源にはそれぞれ事情があり政策経費を適正に算出すべく、一部の電源については以下の考え方を採用してはどうか。

- ・再エネ:現在は導入過程であり、未成熟であることから、現在投入されている政策経費と発電電力量を対応させるのは不適當。したがって、将来的な発電電力量を見込んだ「認定設備容量」から推計される発電電力量を用いてはどうか。
- ・原子力:現時点においては全基停止していることから、既に廃炉判断された炉を除く43基が設備利用率7割・8割で稼働する場合の発電電力量
- ・コージェネ・燃料電池:精査中

2. IRRが反映された発電コストの考え方(案)

- これまでのWGにおける議論では、固定価格買取制度の調達価格の優遇された利潤(IRR)相当分については、政策経費として計上すべきとの意見が多数。
- 固定価格買取制度では、調達価格の算定に当たって、「供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」等を基礎とし、「再生可能エネルギー電気を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤」等を勘案することとされている。(再エネ特措法第3条第2項)
- 具体的には、各電源や規模等の調達価格の区分毎に、①資本費、②運転維持費、③IRR等を設定し、調達期間にわたって売電を行うことにより、コストを回収してIRRを確保することが可能となる調達価格を決定している。
- IRR相当分の検討に当たっては、このIRR分が反映された調達価格と発電電力量の積を現在価値に割り引いたものを、IRRが反映された発電コストとみなすこととしてはどうか。

$$\text{【IRRが反映された発電コスト】(円/kWh)} = \frac{\sum_{t=1}^T \frac{pE}{(1+r)^t}}{\sum_{t=1}^T \frac{E}{(1+r)^t}}$$

p : 調達価格に基づいた発電単価(円/kWh)、 E : 年間発電電力量(kWh/年)、 T : 調達期間(年)、 r : 割引率
ただし、調達期間と稼働年数が同じ場合。

※ IRR相当分は、上記の【IRRが反映された発電コスト】から【発電コスト】を控除して算出

2. 調達価格算定とコスト検証の諸元の差異の扱いについて(案)

【①IRR算定に関する考え方】

○IRRが反映された発電コストを算定するに当たっては、今般の発電コストの検証に用いられる費用項目を用いて調達価格に相当する値(実際の調達価格とは異なる)を算出。

【②調達期間と稼働年数の差異】

○調達価格等算定委員会で想定される調達期間と、2011年コスト等検証委員会で想定されていた稼働年数は必ずしも一致しない。

○IRRが政策経費として発生するのは調達期間中であるため、調達期間部分については、資本費・運転維持費及びIRR相当費を計上して発電コストを算定し、調達期間終了後については運転維持費を計上して算定し、調達期間中と調達期間終了後の発電コストの加重平均から発電コストを算出。

<②調達期間と稼働年数の差異を勘案した、IRRを反映した発電コストの算出イメージ>

